

新潟市物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8月 1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第61号

新潟市物品管理規則の一部を改正する規則

新潟市物品管理規則（昭和39年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、美術館の美術品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の借受けについては、別に市長が定めるところによる。

第34条第5項を次のように改める。

- 5 前各項に定めるもののほか、美術資料の貸付けについては、別に市長が定めるところによる。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。